

平成26年 教育委員会第3回定例会 会議録

日 時 平成26年2月25日（火）

午後3時00分～午後4時24分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【図書・文化資源課】

(1) 千代田区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 千代田区指定文化財の指定（平成26年4月1日付）

【子ども総務課】

(1) 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）

(2) 千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

第 2 報告

【子ども総務課】

(1) 教育事務に関する議案に係る意見聴取

(2) 平成26年度当初予算（案）の概要

(3) 区議会第1回定例会報告

(4) 平成25年度各学校・園・卒業・卒園式 出席者名簿（案）

第 3 その他

出席委員（5名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	市川 正
教育委員	中川 典子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（8名）

子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	亀割 岳彦
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	依田 昭夫
指導課長	佐藤 興二
図書・文化資源課長	柳 晃一

欠席委員（0名）

欠席職員（3名）

子ども・教育部長	大畠 康平
次世代育成担当部長	高橋 誠一郎
参事（子ども健康担当）	田中 敦子

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長

開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。

ただいまから、平成26年教育委員会第3回定例会を開会します。

本日、大畠子ども・教育部長、高橋次世代育成担当部長及び田中参事は、他の会議に出席のために欠席です。さらに、児童・家庭支援センター、山下所長が、現在こちらへ向かっておりますが、電車の事故で多少遅れるという連絡が入っております。

今回の署名委員は、市川委員にお願いいたします。

#### ◎日程第1 協議

##### 図書・文化資源課

- （1）千代田区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
- （2）千代田区指定文化財の指定（平成26年4月1日付）

##### 子ども総務課

- （1）平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）
- （2）千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

近藤委員長

それでは、日程第1、協議に入ります。

全部で4件ほどございます。

初めに、千代田区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、図書・文化資源課長より説明を願います。

図書・文化資源課長

それでは、図書・文化資源課資料に基づきまして、千代田区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明を申し上げます。

本件は、文化財保護条例、同施行規則に定めます文化財保護調査員の見直しに伴うものでございます。この文化財保護調査員につきましては、平成26年度から運用を見直し、調査員を公募する旨、昨年（平成25年）11月26日開催の教育委員会第20回定例会においてご報告させていただきました。

今回の見直しといたしましては、調査員の職務内容及び定数等の見直しを

させていただきます。文化財保護調査員の職務・定数等につきましては、千代田区文化財保護条例施行規則第23条で定めていることから、その改正案について、今回協議をさせていただくものでございます。

資料をご覧いただきたいと思います。

改正内容でございますが、第23条の1項におきまして、これまで調査員の職務として、文化財の所有者、その他の関係者に対し、文化財の保護に関する助言、指導等を定めておりましたけれども、職務内容としてそこまでは求められないということから、当該職務内容を削除させていただきます。

次に、第4項でございますけれども、定数を定めております。18名以内というものを10名以内に改めさせていただくものでございます。

最後に、第5項でございますが、任期としまして、これまで補欠調査員の任期について定めておりましたが、調査員に欠員が生じた場合、補充しないことといたしましたので、補欠調査員の任期の定めを削除させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ございますか。

私からよろしいですか。人数18名から10名というのは、大変大きい変更かなと思います。その部分をちょっとお話しさせていただきたいのと、もう1点、第23条の5項のところですか、前任者の残任期間云々という文章がなくなっているということは、完全にもう補充をしないということですか。途中補充は。

図書・文化資源課長

ただいまご質問ございました定数の見直しでございますけれども、これまでも定数18名以内ということで、この制度が発足した昭和59年以来、18名の体制をずっと維持してまいりましたけれども、平成13年度ぐらいから、欠員が生じた際、欠員を補充してこなかったという実態がございまして、むしろ補充できなかったという実態でもございます。現員は、6名で今やっておるんですけども、これまでの経験則上、10名程度が一番よろしいのではないかとという形で、10名に改めさせていただくものでございます。

あと、もう1つご質問のありました欠員の補充につきましても、欠員の補充がままならなかったと、ひとつ任期の2年間でフルにやってもらおうという形で公募させていただく都合上、新たにその任期、任命された以降、何らかの形で欠員が生じた際も補充はしないと改めさせていただいたものでございます。

近藤委員長

わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。特によろしいですか。

(なし)

近藤委員長

それでは、この件については、改めて議案として提出し、決定することといたします。

先へ進みます。

次に、千代田区指定文化財の指定について、図書・文化資源課長より説明を願います。

続いて、平成26年度千代田区指定文化財の指定につきましてご協議をお願い申し上げます。

本年1月20日に開催されました第4回千代田区文化財保護審議会におきまして、3件の物件につきまして、平成26年度の千代田区指定文化財として新たに指定することが適切である旨、答申を受けました。

本日は、この3件の指定文化財候補物件につきましてご協議をお願いする次第でございます。

それでは、資料に基づいてご説明させていただきます。

3件の新規指定物件でございますが、まず1件目は、有形文化財（考古資料）、江戸城跡出土本丸関係資料、89点でございます。2件目は、有形文化財（歴史資料）、震災復興橋梁図面（麹町区・神田区）の55点でございます。3件目が、有形民俗文化財、水盤、1基でございます。

それでは、詳しくは、ページをめくっていただきまして、ご説明させていただきたいと存じます。

まず、1件目でございますが、有形文化財（考古資料）、江戸城跡出土本丸関係資料の89点でございます。年代としましては、江戸時代（明暦3年前）のものというものになります。こちら所在としましては、日比谷図書文化館のほうで保存してございます。所有者は千代田区となります。

概要ですが、本資料は、平成14年度・15年度に実施された江戸城跡・汐見多聞櫓台石垣の発掘調査によって出土しました遺物の一部でございます。発掘調査は、江戸城本丸内で使用されていたと考えられる一群の陶磁器などを含む資料群が石垣の裏込めから発見され、明暦の大火によって生じた罹災陶磁器・瓦などを石垣の裏込めとして転用されたものと考えられているものでございます。

指定理由としましては、江戸城跡、なかでも本丸における徳川將軍家のあり方を示す貴重な痕跡です。陶磁器は、將軍家の権威や経済的優位性を示すものであり、千代田区に限らず、広く江戸時代の歴史を考える上でも重要な資料として有形文化財（考古資料）として指定するものでございます。

続きまして、2点目でございます。資料をもう1枚めくっていただきたいと存じます。

有形文化財（歴史資料）、震災復興橋梁図面（麹町区・神田区）の55点でございます。こちら年代としましては、大正13年から昭和9年にかけての資料でございます。こちらのもは千代田区役所で所蔵しております。所有者は千代田区となります。

概要でございますが、大正12年に起きました関東大震災の後、東京市では国の内務省復興局と東京市が中心となって大規模な復興事業が行われました。この過程で、現在の東京の骨格となる都市インフラが整備されました。その中で橋梁は、8年間で425橋が架設され、大規模な計画が遂行されまし

た。千代田区では、震災復興の過程で架橋もしくは修復された区内の橋梁のうち、原図が保存されている竹橋、トキワ橋は2つありますけども、明治時代につくられた常磐橋と大正時代の常盤橋でございます。あと、堀留橋・新三崎橋・小石川橋の6橋梁の原図を保有してございます。これらは平面図・立面図・構造図や、親柱・橋名板・高欄・照明灯などの部分図から成ります。本件図面は、復興局が作成したもので、区道に架かる橋の管理が都から区へ移管された時期に千代田区に移管された図面類でございます。

指定理由としましては、震災復興後、千代田区内の都市計画等を知る具体的な資料群と言えます。千代田区内の震災復興橋梁では、17橋梁が千代田区景観まちづくり重要物件に登録されています。それらの図面はほとんど残っておりませんが、本資料の6橋梁の原図は、橋梁の具体的な構造や当時の技術を知ることのできる土木資料として大変貴重であり、有形文化財と指定するものでございます。

続きまして、3件目でございます。最後のページをご覧ください。

有形民俗文化財、水盤、1基でございます。年代としましては文化5年、西暦で言うと1808年という時代のものでございます。所在地は千代田区三崎町二丁目9番12号、三崎稲荷神社境内ということで、三崎稲荷神社が所有しているものでございます。

水盤は、寺社において参詣者が手・口を洗い清めるために設けられたものでございます。本件水盤は、神田久右衛門町の番組人宿拾老番組を営む福島屋久治郎と、神田新銀町で番組人宿三番組を営む福島屋小七によって三崎稲荷神社に奉納された水盤であることが明らかになっています。本件の揮毫者の詳細につきましては、不明でございます。背面についての銘文はなく、奉納の経緯についても不明でございます。

なお、「江戸名所図会」に描かれた三崎稲荷神社境内の左側に記された水盤と形状が同一であるがために、本件の記載の水盤と同一であることが確認されております。

なお、この当該水盤につきましては、当区が平成23年度に実施いたしました文化財総合調査によって発見されたものでございます。

指定理由としましては、江戸時代後期の三崎稲荷神社の信仰形態を考える上で貴重な資料として、有形民俗文化財として指定するものでございます。

なお、先ほどの2件は千代田区所有のものでございましたけども、こちらは三崎神社が所有でございますので、指定に当たっては、三崎神社の同意を既にいただいているものでございます。

説明は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問、ご意見等ございますか。

どうぞ。

中川委員

参考までに教えていただきたいんですが、文化財保護審議会には、先ほど条例施行規則を改正することになりましたけれども、文化財保護調査員も含

図書・文化資源課長  
中川委員  
図書・文化資源課長

まれて審議しているんですか。

保護審議会ですか。

ええ、審議会のメンバーを教えてください。

保護審議会のメンバーには、先ほどご説明しました文化財保護調査員は含まれておりません。学識経験者の方が、文化財保護審議会委員として任命を受けております。

中川委員  
近藤委員長

ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか、ご質問等。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

特になければ、先へ進んでまいります。

それでは、この件については、改めて議案として提出し、決定することといたします。

子ども総務課長

次に、平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)について、子ども総務課長より説明を願います。

それでは、お手元の資料に従いまして、子ども総務課からの協議事項、平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の案についてご説明いたします。

点検及び評価につきましては、本年度、何度かこちらの委員会でもご協議いただきました。最終的に、報告書の案という形でまとめましたので、本日、ご提出させていただいたものでございます。

内容につきましては、既に、これまで皆様にご説明していたものを1つにあわせたという形でございますので、内容の詳細はご説明いたしません。ただ、1点だけ修正がございますので、お願いいたします。

49ページになります。こちら各事業について、課題と今後の取り組みの方向性を前回のこの教育委員会の場においてご説明させていただきましたが、その際、1つ抜けている項目がございました。おわびして、訂正をさせていただきます。

49ページの一番下の(9)情報教育の推進という部分が、前回のときに抜けておりました。こちらにつきましては、文部科学省において「2020年度までに児童・生徒一人一台の端末を配備すること」を目標としておりまして、この目標を踏まえて、段階的に各学校のICT環境の整備を図っていく。平成26年度には、情報教育の推進に必要な各学校の情報システムの全面的リプレースを行う。リプレースに当たっては、タブレット型端末、電子黒板、書画カメラ、最新規格の無線LAN等を導入し、これまででは難しかった「普通教室におけるICT教育を使った授業」を進められるようにしていく。情報教育の推進に当たっては、ICT教育に必要な教員の知識と技術の向上を図るとともに、子どもたちに対する情報モラル教育を充実させる。こちらを加えさせていただきます。

ご説明につきましては以上です。

こちらにつきましては、本日、皆様のご同意あるいはご意見がありました

ら、それを踏まえた上で、次回に議案として出させていただきますと思います。

以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ございますか。

どうぞ。

古川委員

今回、有識者の方の意見も載っております、お三方の先生方には、おおむね良好なご評価をいただいたなと思います。高野先生のところの、「法令で実施が義務づけられていない事業が多い中で、理想に向けて現実的に可能な範囲を広げていく努力が行われていると思われる」といったところとか、あと、遊び場条例に関するところで、「そのことは、学力など目に見えやすい指標を支える基盤に当たるところに注意が払われたという点で、注目されるべき事例である」と捉えていただいている、とてもうれしく、よかったです。

それを受けてといいますか、今後の取り組みの方向性の47ページ以降のところなんですけど、48ページ、ちょっと確認なんですけれども、(4)就学前教育の推進のところの黒丸の2つ目で、実際の各施設での活用実態のところなんですけど、これは就学前プログラムの活用実態ということですよ。

子ども支援課長

そうです。

古川委員

前から読んでくるとわかるんですけど、いきなり活用実態となっているので、入っていたほうがわかりやすいかなと思いました。就学前プログラムの活用実態の把握ということで。

あと、それを活用していただいている、各施設へ巡回指導や毎月の定例会などが行われているようですが、そのことと、あと、小学校との連携についての合同研修会というのが出てくるんですけど、具体的にもう少し教えていただけますでしょうか。

子ども支援課長

最初の毎月の定例での事業報告というのは、これはどこの園でもとっているんですけども、書類の形で、その月に実施したプログラムですとか……

古川委員

就学プログラムにのっとった？

子ども支援課長

一般的に園でやっている行事プログラムの内容の報告なんです。例えばその保育園の出席人数から始まって、その月に実施をした行事プログラム、その中で、例えば小学校の合同行事があり、何人参加して、どの場所でこういうことをやったというものの記録です。それはどの園からも毎月もらってしまして、そこに書いてある行事プログラムのうち、就学前プログラムに位置づけられるものがあるという趣旨でここに書いてあります。

古川委員

巡回指導というのは、例えばどなたが。

子ども支援課長

巡回指導というのは、子ども支援課の支援係に専門の職員がおりまして、元幼稚園の園長なんですけども、退職した園長が、再任用という形で支援係にいらして、その方が専属で随時、各施設を巡っております。巡りながら、行事プログラムをやるに当たっては、就学前プログラムにこう書いてある

し、こんな形でもできるよと、こんな形で連携がとれるよという橋渡しをしたり、コーディネートをしたり、相談等に答えているという形で巡回しています。

古川委員  
指導課長

わかりました。

合同研修会については、指導課が所管しておりますので、ご説明申し上げます。

こちらは年2回実施しているもので、保育園、幼稚園、小学校の各教員、保育士を対象とした研修です。年2回、今年度で言えば6月と11月に行われております。お茶の水幼稚園とお茶の水小学校の幼児・児童と一緒に授業をやる、交流教育を行うものを、それぞれの保育士、教員が見る、その後、発表を聞くというもので、麹町幼稚園・小学校でも11月に行われております。

古川委員

わかりました。それでしたら参観したことがありました。

あと、少し戻って、巡回指導や毎月の定例会というのは、定例会も支援課の方と——その巡回指導に行かれたときに……

子ども支援課長

これ、定例会ではなく、定例の報告です。

古川委員

毎月の定例報告、わかりました。

子ども支援課長

ちょっと言葉がおかしいですね。定例の事業報告ですね。

古川委員

わかりました。ありがとうございます。

あと、もう1点、(5)の児童の療育事業についてなんですが、今後の課題や取り組みの方向性ということなので、今後なのかもしれませんが、黒丸の4つ目、医師など有識者による講演会の事例があって、これは今までに実績があるんでしょうか。それと、もしあったなり、今後から始めるなり、その講演の周知する範囲というのは、例えば発達センターに通っていらっしゃる方限定か、それとも一般保護者までもかどうか。

児童・家庭支援センター所長

講演会は、既に実施しています。今後については、少し回数を増やしたりしていきたいと思っているんですけども、基本的には、さくらキッズに通っているお子さんたちを対象にして、専門のお医者様、子どもの健康相談とかを担っている先生をお招きして、子どもの発達についてお話をいただいたりということで、安心してお母さんたちが子育てをできるような支援をしています。

古川委員

お子さんが通っていらっしゃる保護者の方向けの講演会というのは、企画にはないんでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

同じ先生をお招きして、児童館等で講演会をやったという実態はあります。ただ、そうしたときに、余り小さい年齢のお子さんは少なく、どちらかというと、もう実際小学校に入学をしていて、その中でお子さんについてちょっと心配事があるというような親御さんが、そのときは10組ぐらいいらっしゃるって、講演会の後に、個別に先生にご相談いただけるという時間を設けて、行いました。

古川委員

わかりました。では、今後もまた？

児童・家庭支援センター所長  
古川 委員  
近藤 委員長

今後も続けていく予定です。

よろしくをお願いします。

そのほかはいかがでしょうか。

平成25年度は、先ほども説明がありましたとおり、共育マスタープランの3・6・7番ですか、施策の基本的方向ということで、3・6・7番に関する内容を評価・点検していただいているわけですね。43ページに、有識者の意見ということでまとめて書かれてありますが、そこで指摘をいただいている改善の方向、また課題等は、47ページの5番というところで、事務局でまとめて、今後そのことについて、このように対応していきたいという方向性を示しているわけで、報告書としては、こういう形で十分なのではないかなと捉えますが。

よろしいですか、先へ進んで。

(了 承)

近藤 委員長

それでは、この件につきましても改めて議案として提出し、決定することといたします。

次に、千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、協議事項、子ども総務課の2番目、千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

お手元にございます資料、千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）の概要という資料をご覧ください。こちらに従って、ご説明させていただきます。

まず、改正の理由ですが、1番目として、教育委員会へ請願・陳情等を行う場合の手続、あるいは受理した請願書・陳情書等の処理に関しまして疑義が生じることのないよう、新たに規定する必要があるということでございます。その他、規定の整備を行うということが改正の主な理由でございます。

改正の概要について、2番目をご覧ください。最初の1番から3番までが規定の整備ということになります。

まず、委員の皆様の議席ですが、現在はくじ引きにより決めるとなっておりますが、こちらについては、実際、運用上、そういった形をとっておりませんので、実態に合わせまして、委員長が会議に諮って定めるという、そういった形に改めたいと思います。

それから、委員長及び委員長職務代理者の選任について、こちらにつきましては、現在は単記無記名投票の選任方法のみが規定されておりますが、何分にも教育委員会、委員の皆様の数が少ないものですから、この人数で選挙のみの方法ということになりますと、運用上、支障が生じる場合もございますので、そういった場合を想定いたしまして、指名推選の方法により選任することができる規定を新たに設けたいと考えております。

それから、会議時間ですが、こちらにつきましても、現在は1時から4時までと定められておりますが、実際は、ご存じのように3時から5時をめぐ

にやっておりますので、こちらの実態に合わせて規定を改めたいということ  
でございます。

最後に、4番目の請願についてです。こちらにつきましては、請願につ  
いては憲法上の権利といたしまして、自治体とか国とかに請願をする権利があ  
ると定められているわけですが、その実際のやり方等については具体的に定め  
られた法律等はありませんで、例えば千代田区議会とか、そういった地方  
議会への請願については地方自治法に定めがあるわけですが、教育委員会へ  
の請願については特に定めがないというのが現状でございます。他の自治体  
を見てみますと、こういったものの取り扱いについて定めている例が多いも  
のですから、千代田区においても、最近、幾つか請願等出ておりますが、そ  
ういったものへの対応について事前に定めておいたほうが適當ではないかと  
いうことで、今回、規則（案）として出させていただいているところでござ  
います。

内容としましては、そこがございますように、請願をする場合の手續及び  
受理した請願書の処理について規定を設けるというもので、まず、請願の方  
法・請願書の提出要件、それから請願書の処理手續、さらに請願の内容によ  
りましては教育長による簡易な処理、こういったものもできるという形で  
定めたいと考えております。最後に、陳情等の取扱でございますが、請願とい  
う形になっていなくても、陳情あるいは要望といったものについても、内容  
によって請願と同じような形で処理をしたいということで規定を置かせてい  
ただいております。

施行は来年度からということで予定しているところでございます。

説明につきましては以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問やご意見は、いかがでしょうか。

なければ、私のほうからいいですか。

請願ということについては、まさに実態に合わせ、目指す方向として、改  
正という形で出されたなと理解をするんですが、委員長無記名云々という部  
分は、今のご説明では、教育委員の人数が少ないからこそ不都合が生じると  
きがあるのではないかとおっしゃったけれども、かえって指名ということの  
ほうが、不都合が生ずるということも可能性としてあるのではないですか。

法改正を目前にしているわけですね。千代田の委員長改選は6月のころ  
だと思いますけれども、そうすると、新たに変えて1回か2回あるのかどう  
かという、そういうレベルの改正ですね。何か、今、お話しいただいた理  
由以外の何かがありませんか。ご説明いただいた理由だけなんでしょうか。

子ども総務課長

確かに、委員長のご指摘のように、今、教育委員会制度そのもののあり方  
等いろいろ議論されておまして、近い将来、教育委員会制度自体が大きく  
変わるという可能性が非常に高いという状況でございます。その中で、千代  
田の教育委員会の委員長選挙あるいは職務代理者選挙がそれまでに何回ある  
かと言われると、確かに一度あるかどうかという、そういった可能性も非常

に高いと考えております。

今回、事務局といたしましては、指名推選の方法、こちらを積極的に採用したいとか、そういった趣旨ではございませんで、ただ、手段として複数用意しておくのが適当ではないかという、そういった程度のものでございます。委員の皆様方で、こちらについてはやはり選挙が適当ということであれば、こちらの改正規定については外すという方向で検討させていただきたいと考えております。

近藤委員長

今日は、特に議案として出されているわけではありませんので、まだまだ考える余地は十分だと思いますけれども、特に、今の段階で何かご意見があればおっしゃっていただいて、なければ先へ進んでまいります。

どうぞ。

中川委員

意見ではなくて、教えていただきたいんですが、今の2番の指名推選の方法というのは、誰が指名するのかというのがちょっとわからないことと、陳情の取扱ということで4のほうですけども、その内容によっては、請願の例により処理することができるという、この文章が、少し意味がわからないんですけども。

近藤委員長

どうぞ。

子ども総務課長

まず、前者ですけど、裏のページの改正（案）の案文を見ていただきたいんですが、第6条の3項になります。特に誰が指名するとか、そういったことはこちらでは規定しておりませんので、一応想定としましては、委員長の指名と考えているところでございます。

それから、請願の次のページ、第26条の5になりますけど、「文書による陳情又はこれに類するもので、その内容が請願として取り扱うことが適当であると認められるもの」ということなんですが、これはいろいろ出されますものの内容が、タイトルが請願あるいは陳情あるいは要望と、いろいろなものが出てくるとは思いますが、タイトルとか、そういったものによって区別するのではなくて、一応内容によって、これは請願として扱うのが適当だと考えられれば、それは請願として扱うというような、そういった趣旨です。

例えば、地方自治法の関係ですと、議会に出す場合には、請願の場合には議員さんの推薦が必要だとか、そういった要件があるわけですが、教育委員会に出されるものについては、そういった制限がございませんので、一応内容によって区別するというので、このような趣旨の規定を置かせていただいたところなんです。

中川委員

そうすると、その内容によっては、請願の例によりという「例」は、内容により処理することにすると解釈してよろしいですか。

子ども総務課長

請願の例により処理することができるということは、第26条の4以前の規定の手続によって処理しますよという、そういった意味でございまして。

若干補足をさせていただきます。

第26条の2から第26条の4までにつきましては、こちらここにございますように「請願書を提出しなければならない」とか、あるいは「請願書は」と

か、そういった請願ということ想定した規定として置いています。ただ、第26条の5にあるように、これがあるいは陳情とか要望とか、そういったタイトルのもので来たとしても、これは内容によっては請願という形で取り扱いますという、そういった意味でございます。

近藤委員長

よろしいですか。

ほかには、よろしいですか。

先ほどの委員長選挙も、基本は現状の単記無記名ということで考え、ただ、決定の方法として多様な方法があってもよいのではないかというようなご説明がありました。そういうことで理解をしたいと思います。この件につきましても、改めて議案として提出し、決定をするということで、少し余裕がありますので、お考えおきいただければと思います。

先へ進んでまいります。

## ◎日程第2 報告

### 子ども総務課

- (1) 教育事務に関する議案に係る意見聴取
- (2) 平成26年度当初予算(案)の概要
- (3) 区議会第1回定例会報告
- (4) 平成25年度各学校・園・卒業・卒園式 出席者名簿(案)

近藤委員長

日程第2、報告に入ります。

4件ございます。

子ども総務課長より報告を願います。

子ども総務課長

それでは、最初に(1)番、教育事務に関する議案に係る意見聴取についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、これまで、こちらの委員会にも議案として出ております千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例の一部を改正する条例、それから千代田区生涯学習推進委員等設置条例の一部を改正する条例についての区長からの意見聴取がございました。教育委員会といたしまして、前回、こちらの委員会でお話ししましたように、区長部局からの意見聴取の内容が、こちらの議案に出されたものと同じでございましたので、照会のあった件については異議がないということで回答させていただいたというご報告でございます。

続いてご説明させていただいて、よろしいですか。

近藤委員長

結構です。

子ども総務課長

続きまして、平成26年度の当初予算(案)についてご説明させていただきます。

お手元に、区の仕事のあらましという、ちょっと厚手の冊子があると思いますが、こちらに従ってご説明させていただきます。

まず、6ページ目をご覧ください。本年度の千代田区の歳出予算、特に子

ども・教育費の部分でございます。こちら、下にグラフがございまして、その上、9行目あたりからですけど、子ども・教育費につきましては、「小学校の屋上芝生化」、こちらによります3,600万円の減などがあるものの、「神田一橋中学校の改修整備」、こちらが18億3,500万円、それから「私立保育所補助金」、こちらが3億500万円、これらの増によりまして、前年度対比で32億2,100万円、47.3%の増となっております。

本年度、こちら大幅な増となっておりますけど、そういった中で主な施策といたしましては、今も出ましたが保育園の待機児ゼロ、こちらについての取り組み、それから、学童クラブの待機児ゼロについての取り組み、それから、先ほど教育の評価のところでもお話ししましたが、ICT教育の推進、こちらについての取り組み、それから、今申し上げました神田一橋中学校の改修整備、それから、さらに麴町保育園の園舎の整備、これらが主なものとなっております。

では、続きまして、こちらの冊子に従いましてご説明させていただきます。子ども・教育部の取り組みにつきましては、123ページ以降に出ております。こちら、主なものについてご説明させていただきます。

まず、最初に125ページ、心の教育の推進ということで、こちらにつきましては、昨今、特に問題になっておりますいじめの防止に関するものでございます。平成26年度も引き続きまして、「いじめ防止プロジェクト」として、大きな社会問題となっております「いじめ問題」について、子どもたちのSOSを見逃さないよう、未然防止・早期発見・早期対応ができるよう、学校・地域・家庭がともに手を携えた取り組みを充実していく予定でございます。こちらにつきましては、トータル1,643万5,000円の経費が積みまれているところでございます。

次に参りまして、1ページめくっていただきまして次の次のページ、127ページでございます。国際教育の推進。こちらにつきましては、3,178万円でございます。真ん中あたりでございますが、平成26年度は、小学校3年生、4年生に配置いたしますALT——外国語指導助手のことですが、こちらの派遣回数を増やしまして、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションの機会を増やしていく予定でございます。

なぜ3年生、4年生かというところでございますが、こちらが一番下の行に書いてございます。小学校3年生、4年生は学習意欲の高まる時期でございまして、この時期にALTの派遣時数を増やすことで、より英語に慣れ、ALTの発音を喜んで繰り返し、意欲的に発言しようとする態度の育成を期待しているということでございます。

続きまして、次のページ、特色ある教育活動でございます。こちらにつきましては、現在も実施しているところでございますが、来年度につきましても、3,243万2,000円、予算を計上しております。

それから、次のページ、きめ細かな指導の推進でございます。こちらにつきましては、1,430万9,000円でございます。こちらは、平成26年度は達成度

調査や、国や都の学力調査等で課題が指摘されております理科につきまして、小学校3年生、4年生の理科支援員の派遣回数を増やしまして、よりきめ細かな指導を充実していく予定でございます。

下のポイントのところでございますが、これも、なぜ3年生、4年生の理科支援員の派遣回数を増加させるのかということでございますが、小学校3年生、4年生は理科の学習に触れる最初の時期になります。この時期の学習は非常に大切なもので、理科の知識・理解の基礎・基本となる重要な内容を扱います。また、観察や実験等を充実させることで、学習意欲の向上につなげることができるということで、理科支援員の派遣回数増を来年度は予定しているところでございます。

次、めくっていただきまして、中学校の課外ゼミでございます。こちら、252万円でございます。平成26年度からは、各学校の実情、子どもたちのニーズに合わせまして、土曜に限定することなく放課後等にも講義を行っていく予定でございます。

それから、次のページ、子ども発達センター「さくらキッズ」でございます。こちらは8,224万9,000円の予算でございます。子ども発達センターの「さくらキッズ」につきましては、発達障害児や知的障害児、肢体不自由児等の指導を行い、児童の能力を最大限に伸ばす保護者の子育て支援の拠点施設ということで、先ほどの教育の点検・評価におきましても、有識者の方々からも高い評価を得ている施設でございます。こちらにつきましては、個別指導、集団指導等を実施しておりまして、さらに区では独自に、さまざまな障害を持つ小学校1年生までを継続的に指導することで、幼稚園や保育園等から小学校へと環境が大きく変化する時期を継続的に支援していく予定でございます。

次の次のページになります。子ども・子育て支援事業計画の策定でございます。こちらが514万4,000円です。こちらにつきましては、平成26年度の新たな事業ということになります。平成24年度に子ども・子育て関連3法というものが成立しまして、平成27年度から子ども・子育てに関する新制度が始まります。それに伴いまして、平成27年度から5年間を1期といたします千代田区の子ども・子育て支援のための事業計画というものを策定することになっておりますので、このための経費ということになります。

次のページ、児童手当等の支給、こちらは6億9,775万2,000円です。

その隣、子育て世帯臨時特例給付金ですが、7,619万1,000円ということになっておりますが、こちら来年度1回限りのものということになります。これにつきましては、ポイントのところにご説明がございましたように、消費税率の引き上げの影響を緩和しつつ、消費の下支えを図るため、子育て世帯へ臨時特例給付金というものが支給されますので、そちらの実施経費ということになります。給付金の概要も、その下に書いております。支給対象は、基準日となります平成26年1月1日におきまして平成26年1月分の児童手当の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者が対

象ということになります。この対象者につきまして、給付額として児童1人につき1万円、これを臨時的な措置として1回限り支給する、そういった内容になっております。

次のページ、こども医療費助成、こちらが2億3,473万5,000円で、ポイントのところにございますように、千代田区におきましては、「0歳から18歳まで」の児童等を対象に医療費の助成を行っているところでございます。

その隣、私立保育所への補助、こちらが6億3,804万1,000円。こちらにつきましては、私立の認可保育所を整備しようとする事業者に対しまして、運営費の補助をするとともに、保育所整備を促進し、待機児童対策を加速することを目的として、保育所の整備等に係る経費の一部を助成するものです。

次のページ、認証保育所等補助金、こちらが7億3,300万円です。認証保育所は、東京都独自の制度になります。東京都独自の基準によりまして、0歳児保育の実施や開所時間を最低13時間とするなど、多様化する保育ニーズに応える保育所という制度になっております。平成26年度は、「小規模保育事業」を新たに開始することで質を確保しつつ、規模の特性を生かした多様性と柔軟性のある保育環境を整備していきたいと考えているところでございます。

隣のページへ行きまして、家庭的保育事業、2,035万5,000円でございます。こちらにつきましては、保育に欠ける少人数の乳児・幼児を家庭的な雰囲気の中で保育いたします「家庭的保育事業」ということで実施しているところでございますが、現在、「あい・ぽーと小さな家飯田橋」が平成24年11月から、「あい・ぽーと小さな家東神田」が平成25年9月から、それぞれ実施しているところでございまして、来年度も引き続き実施してまいります。

飛ばしまして、142ページになります。放課後子どもプランでございます。こちらに2億4,069万3,000円、予算を計上しております。こちらは小学校内におきます放課後の児童対策といたしまして、民間事業者が学校施設等を活用し実施しております「放課後子ども教室」と「学校内学童クラブ」の充実を図っていくということでございます。特に、平成26年度につきましては、アフタースクールこうじ町の定員を30名から60名に、また、富士見わんぱくひろば学童クラブの定員も60名から90名に拡大いたしまして、放課後児童対策について対応していきたいと考えております。

これによりまして、右の143ページの一番下段にございますが、区内在住の小学校1年生から3年生までのお子さんにつきましては、いずれかの学童クラブで必ず受け入れができるような体制をとっていけると考えております。

次のページに行きまして、子どもの遊び場確保の取組みでございます。こちら、777万円、予算を計上しております。こちらにつきましては、本年度、外濠公園総合グラウンド内芝生広場と和泉公園で子どもの遊び場事業を実施しておりますが、それに加えて東郷元帥記念公園、それから小川広場のフットサルコート、こちらでも試行という形で現在実施しております。来年度につきましては、この4カ所で、本格実施ということでやっていき

いと考えております。それから、下の小川広場フットサルコートのところ、こちら毎週水曜日となっておりますが、今のところ日曜日に改めて実施する予定でございます。

それから、その他事業につきましては省略させていただいて、次に「3子どもが安全に安心して過ごせる地域づくりを進めます」の防災教育の推進に参りたいと思います。148ページになります。こちらにつきましては、ご存じのとおり東日本大震災でのいろいろな教訓等を踏まえまして、主体性を持ってみずからの命を守り抜く「主体的に行動する態度」を身につけることが極めて重要だということで、防災教育の推進を引き続き実施していきたいと思っております。予算額は125万1,000円です。

次の次の150ページ、子ども在宅サービスでございます。こちらは1,153万7,000円の予算でございます。こちらにつきましては、平成25年度から、従来の「緊急一時保育等家事援助」、それから「育児支援ヘルパー」、こちらを統合いたしまして「育児支援訪問事業」として、保護者が妊娠中や出産後、病気、ひとり親等で一時的に家事や育児で困っている家庭に加えまして、養育支援が特に必要であると児童・家庭支援センターが判断した家庭に一定期間ヘルパーを派遣し、子育ての支援を図っていく予定でございます。また、保護者が病気、出産、仕事、育児疲れ等の理由で児童を自宅で養育することが困難になったとき、児童を短期間継続して預かり養育する「子どもショートステイ」の施設型対象年齢を、小学校就学前児童から小学6年生まで拡大して実施していく予定でございます。

次に、個に応じた指導の充実ということで、こちらは9,620万2,000円、予算を計上しております。こちらにつきましては、平成18年度から区立保育園・こども園・幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校に発達支援アドバイザーを派遣し、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の状況を把握し、適切な指導方法と支援方法につきまして教職員に指導や助言をしたり、保護者への相談に応じたりしているところでございますが、平成26年度につきましては、「学習・生活支援員」を14名増員、36名から50名にいたしまして、子どもたちの支援の一層の充実を図っていく予定でございます。

さらに、特別な指導を必要といたします児童・生徒が他校の特別支援学級へ進級するのではなく、校内で指導を受けられるよう、「校内通級」指導を実施してまいります。区では、九段小学校と麴町中学校において、希望する児童・生徒は、専門性のある講師により、校内に設置された通級指導教室で個別の指導を受けることができるようになっております。

次に、子どもを育む環境の整備ということで、ICT教育の推進ということでございます。こちらに3億1,010万8,000円、予算計上してございます。今回の予算の中ではかなり大きな予算計上をしているものでございます。平成26年度につきましては、コンピューター機器を更新いたしますほか、新たにタブレットPCや電子黒板機能付きプロジェクターなどを導入するとともに、各学校を高速ブロードバンドへ接続いたしまして、その回線スピードを

生かし、生徒・児童が共に教え合い学び合う協働教育を実践していく予定でございます。各小・中学校のPC台数を増加させるほか、情報化教育推進校に位置付けております神田一橋中学校では、1人1台体制でタブレット型PCを活用した協働教育を実施していきます。九段中等教育学校では、高度情報処理能力や考える力を育成することのできるICT教育環境を整備していく予定でございます。

こちらにつきましては、平成26年度のPCの配備状況ですが、全体で1,600台ということで、小学校児童につきましては2.5人に1台、中学校生徒につきましては1.6人に1台、それから中等教育学校の生徒につきましては3.6人に1台の割合で配備される形になります。それから、今申し上げましたように、神田一橋中学校につきましては情報化推進校ということで実施しておりますので、こちらについては1人1台体制で協働学習を実施するようになりたいというふうに考えております。今後は、計画的に全児童、全生徒に1人1台ずつの情報端末を配備できるようにしていきたいと考えているところでございます。

ICT教育の推進につきましては、以上でございます。

それから、最後に156ページ以降になりますが、施設整備でございます。

まず、九段小学校・幼稚園の整備で、1億3,543万2,000円の予算でございます。こちらにつきましては、この委員会でも何度かご報告させていただいておりますが、平成26年度は、これまでの検討をもとに、現校舎の歴史的価値を継承しつつ、教育環境の向上を整備の基本方針といたしまして、設計作業を行っていく予定でございます。工事の着工は平成27年度以降を予定しているところでございます。

それから、次のページ、お茶の水小学校・幼稚園施設整備調査検討に324万円、予算計上しております。お茶の水小学校・幼稚園につきましては、現状では築40年の老朽化した設備でございまして、こちらの建てかえ等、検討の必要が出ているところでございますが、隣接する錦華公園に設置しております幼稚園の仮園舎の整備、これが特に課題となっているところでございますので、こちらについて、今後の建てかえ方針についての調査検討をするための経費を計上したということでございます。

それから、次のページへ行きまして、神田一橋中学校の改修整備でございます。先ほど申し上げましたが、こちらにつきましては22億9,102万3,000円を計上しているところでございます。平成26年の9月、校舎の供用開始を目標にいたしまして、現在工事中ということでございます。

それから、次のページ、麴町保育園の園舎整備、こちらに2億7,040万円、計上しているところでございます。こちらにつきましては、平成28年の夏頃から供用開始を予定しているところでございます。

全体としての説明は以上になります。

引き続きよろしいですか。

とりあえず説明してください。

近藤委員長

子ども総務課長

では、引き続きまして、区議会の第1回定例会の報告をしたいと思えます。

こちら、まず縦書きの資料、こちらは千代田区議会第1回定例会の区長招集挨拶でございますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

子ども・教育部関係につきましては、2番目の「次世代育成に関する取組み」ということで、1つの項目を挙げて区長からお話ししているところでございます。

それから、議会関係で、もう1つ資料がございます。横書きのもので、現在、開会されておりますが、平成26年の第1回区議会定例会におきます発言通告書、各議員さんからの質問事項でございます。こちらについては、どういった形で答弁していくかということについては、現在、内部で検討中というところでございますので、発言事項等、後ほどご確認いただければと思えます。

最後になりますが、平成25年度の各学校・園、卒業式・卒園式の出席者名簿ということで、A4、1枚の資料をつけさせていただいております。

こちらにつきましては、委員の皆様のご予定を聞いた上で、それぞれの学校に行っていただくということでお願いしているところでございますが、もし予定等、ご都合が悪くなったとか変更等ございましたら、事務局までお申しただければと思えます。

長くなって申しわけございませんでしたが、子ども総務課からの報告事項は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございました。

今年になりましてから、報告事項というのは子ども総務課長さんに一括して報告をいただいているわけですが、例えば、今日の第2番目の予算の件ですとか、内容的に大変長いというか、たくさん含まれたものがまじっているときがございます。しばらくはこの形で踏襲していこうかなとは思いますが、事前に課長と相談をしながら、内容的にかなり量があるときには、途中で切りながらといいましょうか、臨機応変には対応していくつもりでございます。

今日は、長いかなと思いつつも、全て通してしまいましたので。

どうぞ、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

教 育 長

委員長、少し補足します。

当区の平成26年度予算の大きな目玉は、やはり153ページのICT教育の推進にあると考えています。区長の招集挨拶にも触れられております。現在の機器のリース切れに合わせた機器の更新ですけれども、子どもたちへの教育内容も踏まえて、単に先生が教えるだけではなくて、子どもたち同士が議論し合ったり学び合ったりする協働教育という考え方を取り入れ、そういう教育方法も考え合わせながらタブレット端末を積極的に学校に導入していくという方針のもとに予算づけをさせていただいております。

神田一橋中学校では、来年度から1人1台体制でのタブレットパソコンの

配置を行ない、さまざまな形での活用方法を検討しつつ、なるだけ早急に千代田区内の全小・中において、この体制を整えていきたいと考えています。

ハードを整えるだけではなく、さまざまな活用方法についての教員の研修ですとかICTサポーターの活用ですとか、その辺も重要ですので、そういったソフト面での取り組みも行っていきたいと考えています。

また、子どもたちには、さまざまなICT機器を使用することによる弊害、例えば、携帯とかスマホが、いじめだとか、犯罪被害に利用されたりとか、さらにはパソコンやスマホ漬けになってしまうような事態とか、そういうことを避けるための情報モラル教育についても、来年度からきちんと取り組んでいきたいと思っています。

ハードとソフトをあわせてさまざまに取り組んでまいりたいと思っていますので、教育委員の皆さんのご意見も、お伺いしたいと思います。

近藤委員長

指導課長、このタブレットを使った授業ですか。今までのパソコンを使った授業、要するに教員が生徒のパソコンを全てコントロールするような、ああいうパソコンの使い方という、もうソフトのでき次第で学習の効果があるかないかというところが決まってしまうのかなと思いましたがけれども、このタブレットを使っても、今までのパソコンと同じような形の授業になるわけですか。言っている意味がわかりますか。

指導課長

今回、タブレット型のパソコンを入れることによって、私どものほうは協働学習ができるということを主張しております。これまでのICT教育においては、どちらかというコンピューター室で一堂に、「はい、この操作をしましょう」だとか「みんなでまとめましょう」だとか、個々の作業が非常に多かったのです。ただし、今回、このタブレット型を自由に子どもが持ち歩くことができたりすることによって、グループ学習で自分の作成したレポートだとか、あるいは考え方を共有することができます。

また、タブレット型パソコンの特徴といたしましては、カメラ機能がございまして、すぐに動画や写真を撮ることができます。体育の授業のときに子どもたちの動きを子どもたち自身がタブレット型で撮って、それをお互い見合って、よりよいハードルの飛び方だとか、あるいはバスケットボールの作戦を組むだとか、そういう子ども同士が考えを出し合う、そんなツールの1つになろうかと思えます。当然、これまでのICT教育も従来どおり行うことは可能です。

近藤委員長

ありがとうございます。

トータルで、ご質問はいかがでしょうか。よろしいですか。

市川委員

質問というわけでもないんですが、今の英語教育もそうでしたし、それから開始の直前に配っていただいた定期演奏会、九段中等教育学校の。私は、レベルの高さ、低さはわかるつもりですが、高さというのはわからないんです。わからないんですけれども、かなり定期演奏会の演奏曲目なんかを見ると、あの大勢の生徒たちがきちんと練習、きちんとというのは違うのかもわかりませんが、ちゃんとしていきながらやれているのか、それと

も、楽器を初めていじるという子どもたちは多分いなかったろうな、今まではいなかったなという気がするんですけど、そういうレベルですね、子どもたちの。

それから、前回も言いました、それから、今日も出だしにちょっと申しましたけれども、英語の授業とかを、非常に言葉は悪いし、とりようによっては先生方の努力をばかにしたように聞こえるかもしれないが、上滑りをするようなことというのはないのかどうなのか、それが非常に気になるんですね。この前、英語教員の過去の英検準1級以上等の取得だとか海外留学経験等の状況なんかを見ても、これが中学の先生方の海外経験なのかなと、若干お寒い感じがしたんですね。

その辺は、一遍に何かやろうと思ったってできやしないわけですし、例えば、英語であればALTを使えば一遍に発音がよくなるかということもないわけでしょうし、演奏会の曲目に至っては、やっぱり基礎からの積み上げというか、そういうことも大事だろうと思うんですけども、その辺、学校としては、満足——満足って、満足しちゃったらそこでおしまいですけれども、十分に子どもたちが楽しんで技術を上げるようにごらんになっているのかどうなのか、その辺、非常に気になっているんですけども、どうなんですかね。

指 導 課 長

九段中等のブラスバンドのお話もあったかと思うんですけども、やはり子どもたちが技術を高めていくためには、あるいは関心を持って取り組んでいくためには、教員の指導力というのは重要な要素だと思っています。英語科の教員についても、さまざまな経験だとか、前回、お話しさせていただいたわけですけども、実際に授業の場面で子どもたちが、よりよいコミュニケーション活動を通して身につけているかというところは、やっぱりまだまだ改善すべき点はあろうかと思っています。

来年度からは指導教諭が導入される予定になっておりまして、本区においては中学校英語科の教員が指導教諭になります。指導教諭が全国的なレベルの教員ということも聞いておりますので、指導教諭を活用して、自分の英語科の教員の授業のどこが課題であるのか、何が足りないのかというあたりは、資質、技能の向上を図ろうかなと思っております。やはり、市川委員ご指摘のように、そういう教員自身が教える技術、スキルをアップしていくことが子どもへの意欲、関心を高め、ひいては学力向上につながっていくものだと思っております。

当然、九段中等の吹奏楽部についても、やはり先生自身が技術を常に高めていく努力をすることによって、子どもたちの楽器に対する関心・意欲、技能が高まっていくんじゃないのかなと思っております。当然、音楽科の教員が吹奏楽部の担当になることが多いわけですけども、やはり自分自身の授業の技術だけではなくて、楽器に対する豊富な知識だとか、そういうのはさまざまところで研修を行っていると聞いております。

市 川 委 員

ぜひそういう方向に進んでいただきたいし、そうあるべきだろうと思うん

ですよね、音楽にしる外国語にしる。しかし、何かといえば英語で、原則として平成27年か平成28年には英語の授業は英語で進めるんだなんて急に言われると、おいおい、できるのかよという感じがするんですよね。そこら辺は、よっぽど気にしてというか、力を入れてやらないと、結局生半可になってしまう。

大分前の話なんですし、関係者の先生もいらっしゃるんですが、麴町の英語の、実際ALTを使った授業なんかを見ていますと、これが中学生のやる英語の授業かねという感じもしないでもなかったんです。要するに、幼稚園、小学校低学年の延長みたいなことで、それが絶対に悪いとは言いませんけれども、余りにも、レベルの点で問題じゃないかなと。私の少ない経験でいっても、日本語で議論させてくれよと、外人とね。そうすりゃ、おれだって、こんなばかばかしい易しいことで議論なんかしたくないんだと。残念ながら語学がついていかないもんだから、押しまわられたり、それから易しい言い回しで言いたいことの半分も言えていないよという感じがしたことを随分記憶しているんですけど。

ですから、そこまで一遍に学校の授業だけでやれというのも無理な話なんでしょうけれども、英語の指導教諭を増やすだけじゃなくて、実際に力をつけるような何かをやらないといけないんじゃないかと。やらないとというのは、先生個人がやるのもさることながら、例えば、学校の先生の夏休みに何人かを選んで外国に送ってみるとか、それから、音楽の先生だったら、僕は世界のことを、音楽の状況を知らないけれども、それなのに言うのはあれですけど、音楽の道がありますよね。ヨーロッパに、ずっと街道沿いに。そこを歩いてみよう、訪ねてみるとか、そういうような思い切った経験をさせないと、してもらわないと、これから立ち行かない。

ただ、国際的な人財を育てるんだなんて言っていたって、黙って教室なり講義室に押し込めて人財なんか育つもんじゃないですからね。実際に出かけていって、いろいろな経験をしてみて、歌なら歌で本場の歌を子どもたち、あるいは、あちらの先生と一緒に歌ってみるとか、そういう思い切った教育予算のつけ方というものも、今後、必要になるんじゃないかな。大変難しい話だろうとは思いますがね。ぜひ、今年予算を見ていて、そういうような感じがしたので、一言だけといって、二言にも三言にもなりましたけれど、申し上げさせていただきたいと思います。

指導課長

まさに教員の資質、育成という観点でご指摘をいただいたかと思います。来年度の予算には乗せることはできないのですが、次年度の予算編成に向けて、やはり教員の人材育成、心だとか技能だとか資質だとかがより豊かになるような、そんな研修ができるような検討をしてまいりたいと思います。

副参事(特命担当)

九段中等のお話が出たので、私から、一言お話しさせていただきます。吹奏楽部の関係ですけれども、私が4月に行って以降も、学内でもいろいろな機会をつかまえて演奏会をするとか、例えば文化祭の際に演奏会を開くと

か。また、菊友会の総会、菊友会というのは九段高校の同窓会ですけども、そういった総会の際に発表するとか。また、今年のクリスマス演奏会、これにつきましては、九段高校のOBの方たちと一緒に演奏するという場面をつくって、それに先立ちまして相当長期間、OBの人たちと一緒にパート練習から全体練習から、ずっと繰り返して演奏するとか。また、そういうことの積み上げの中で今回の定期演奏会があるということで、いろいろな努力を、機会をつかまえてやっているかなと思っております。当然、部活としてのコンクールですとか、そういった活動も、そのほかにもしておりますけど、非常に熱心な活動かなと思います。

また、英語の授業につきましても、日ごろから本校では、朝、イングリッシュシャワーということで、外国人の方に来ていただいて、朝の20分ぐらいの間、いろいろ話を聞いたりお話をするという機会もあります。また、そのほかに英語合宿を開催したりとか、授業を私たちが見に行っても、もう英語で全部話をして、先生が英語で質問をし、それに対して生徒が答えると。何を言っているかわからないなというような、私たちのときではとても考えられないような、そういった授業の進め方なども行われています。

今回のICTの関係の中でタブレットパソコンというものを使うんですけども、そのほかに本校ではプロジェクターを各普通教室に設置しようということで考えています。そういったものを使うことによって、英語の教材をそのまま比較的いい音質の状態ですべて流してヒアリングの練習に使ったりとか、いろいろなことを考えながら、教員たちの教材に対する開発、また、タブレットの使い方を習熟するというこの中で学習につなげていこうということで、今、努力をしているところでございます。

そういった点では、非常に教員の熱意というのも高く、昨日、本校で東京都の中学校の英語科の研究会というのがありまして、東京都全体で400人ぐらい集まって、うちの子どもたち、また授業の様子というのを見学したりということがあります。いろいろなところから、各教科の研究会ですとか授業に対する視察というのはいよいよ受け、そういう面でも大きな刺激を受けているのかなと思います。学内としては、非常にそういうのを励みにしながら進めているところでございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

どうぞ。

市川委員

前回のときにもちょっと申し上げて、私はまだ読んでいないので、何もコメントできないんですけど、中等一貫校ですね、新書版の本が出ているんですけど、多分、九段の中等教育学校、評判がいいんだろうと思うんですね。それというのも、やっぱり子どもたちに対するときの先生の知識、学力、技術とか、そういうものが相当すぐれていないと、なかなかゼロから——ゼロからということはないんですけども、なかなかうまくいかないの、ぜひ、英語もそうですし、こういう部活もそうですし、それからIT教育もそうですし、やっぱり23区でトップを行くんだという、そういうことがないと、なか

なか子どもたちを、興味を持って引っ張っていくというわけにはいかないんだらうなという気がするものですから、ぜひ、今年はまだ予算ができましたけども、来年のときには、少しそういう意味で予算をつけてほしい。

それは、子どもたちにも、確かに、イングリッシュシャワーの話が出ましたし、やっていることもなかなかいいこと、おもしろいことをやっているなと思いますけれども、学校の先生方に対してインセンティブになるようなことをやっていただきたいなと要望しておきたいと思います。

近藤委員長

ありがとうございます。

どうぞ。

教 育 長

市川委員から、前回も今回も非常に貴重な意見を伺って、来年度の予算に向けては、今お話しいただいた教職員の資質の向上に向けた何らかの施策、それなりの予算をつけるように考えていきたいと思っています。

それから、もう1点は、やっていることが自己満足に終わってはいけないということで、国際的なPISAの比較等も出ていますけれども、どれだけやったというアウトプットだけで自己満足するのではなくて、やったことによって客観的に千代田の子どもたちの学力なり能力なりが上がっているんだというアウトカムとしての評価についても工夫して、教育委員の方々や、区民の方々に、きちんと成果としてご納得いただけるような形での対応も考えていきたいと思っています。

近藤委員長

ありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

最後に、予算の感想的なことをちょっと一言だけ述べさせていただきますと、千代田区はこの教育予算が他との比較の上では非常に潤沢だと思うのが正直なところです。英語教育のことについても、いろいろとご意見が出ました。教育委員会として学校教育のさまざまな条件整備をしていくことは当然だと思います。事務局が旗振りをして、「学校、頑張れ、頑張れ」というのは当然やらなければいけないことだとは思いますが、私どもが対象にしているのは区立の学校で、選抜が伴う学校ではないのです。地域住民がそのまま就学してくる学校、入学してくる学校です。子どもたちは、さまざまな資質を持っている子どもたちです。

学校で英語の授業をしても、英語の授業が終われば実生活での活用は極めて少なく実生活と結びついていないわけです。英語学習というものが。そういう中で、会話の力をどれだけつけていくかということは非常に難しい。教員の尻をたたきただけじゃなくて、今、教育長さんが今後の方向性としておっしゃった授業の結果で、子どもたちがどう変わっているのかということにしっかり目を向けた形で進んでいかないと、ますます英語嫌いの子どもができてしまう。英語というのは、今は格差の少ない教科ですよ、それが格差の大きい教科になってしまう可能性があるのではないかなと思っています。私どもも事務局も気をつけていかなければいけないことだと思いますけれど、よろしく対応方、お願いしたいと思っています。

近藤委員長 | ほかには、ご意見よろしいですか。  
(な し)  
それでは、特にないようですので、その他、報告事項に入ります。

### ◎日程第3 その他

近藤委員長 | 当初の予定以外に、各課長より何かございますか。よろしいですか。  
(な し)

近藤委員長 | それでは、教育委員から何かございますか。よろしいですか。  
(な し)

近藤委員長 | 特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。  
ありがとうございました。